

## 【表紙】

|            |  |
|------------|--|
| 【提出書類】     | 臨時報告書の訂正報告書  |
| 【提出先】      | 近畿財務局長   |
| 【提出日】      | 平成25年 1月28日  |
| 【会社名】      | 株式会社三社電機製作所  |
| 【英訳名】      | Sansha Electric Manufacturing Co.,Ltd.   |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 四方 邦夫  |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市東淀川区西淡路三丁目 1番56号  |
| 【電話番号】     | 大阪(06)6321-0321(代表)  |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役 佐藤 光   |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市東淀川区西淡路三丁目 1番56号  |
| 【電話番号】     | 大阪(06)6321-0321(代表)  |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役 佐藤 光   |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社三社電機製作所 東京支店<br>(東京都台東区東上野一丁目28番12号)<br>株式会社大阪証券取引所<br>(大阪市中央区北浜一丁目 8番16号) |

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年10月26日開催の取締役会における決議を経て、株式会社三社エンジニアリングサービスとの合併に関する基本合意書を、当社及び株式会社三社エンジニアリングサービスとの間で締結し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、平成24年10月26日に臨時報告書を提出いたしました。

このたび、平成25年1月28日開催の取締役会において、当社及び株式会社三社エンジニアリングサービスとの合併契約書を締結することを決議し、同日、合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

- (3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容  
その他の吸収合併契約の内容

## 3【訂正内容】

訂正内容は、\_\_\_\_\_（下線）を付して表示しております。

## 2【報告内容】

- (3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容  
その他の吸収合併契約の内容

（訂正前）

基本合意書締結取締役会 平成24年10月26日

基本合意書締結日 平成24年10月26日

合併契約書締結取締役会 平成25年1月（予定）

合併契約書締結日 平成25年1月（予定）

合併期日（効力発生日） 平成25年4月1日（予定）

なお、今後、合併手続きを進める中で、合併の実行に支障を伴う重大な事由が生じた場合には、両社協議の上、日程、手続、条件等を変更する場合があります。

(訂正後)

基本合意書締結取締役会 平成24年10月26日  
基本合意書締結日 平成24年10月26日  
合併契約書締結取締役会 平成25年1月28日  
合併契約書締結日 平成25年1月28日  
合併期日(効力発生日) 平成25年4月1日

なお、平成25年1月28日に締結した吸収合併契約書の内容は、以下のとおりです。

#### 吸収合併契約書(写)

株式会社三社電機製作所(以下、甲という)と株式会社三社エンジニアリングサービス(以下、乙という)は、吸収合併に関し、次のとおり契約を締結する。

#### 第1条(合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する(以下、「本合併」という。)。また、甲においては会社法第796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては会社法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより行う。

#### 第2条(合併対価の交付及び割当て)

乙は甲の完全子会社であることから、甲は、本合併に際して、甲の株式その他金銭を乙の株主である甲に割当交付しない。

#### 第3条(資本金及び準備金等の額に関する事項)

本合併により甲の資本金及び準備金は増加しないものとする。

#### 第4条(合併承認株主総会)

本合併は、甲においては簡易合併の手続きにより、乙においては略式合併の手続きにより、それぞれ本合併に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

#### 第5条(吸収合併の効力発生日)

本合併の効力発生日は、平成25年4月1日とする。但し、吸収合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第6条(会社財産の承継)

- 1 乙は、平成24年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本合併の効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を合併効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
- 2 乙は、平成24年4月1日から効力発生日前日までの資産及び負債ならびに権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

#### 第7条(従業員の待遇)

甲は、合併期日において、乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、従業員に関する処遇については、甲の処遇に準ずるものとする。

#### 第8条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理運営し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、双方合意のうえ、これを実行する。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、甲または乙いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が発生したときは、甲及び乙が協議し双方合意のうえ、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本合併は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（解散費用）

本合併の効力発生日以降において、乙の解散のために支出すべき費用は、全て甲の負担とする。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙が双方協議のうえ、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年1月28日

甲 大阪府大阪市東淀川区西淡路三丁目1番56号  
株式会社三社電機製作所  
代表取締役社長 四方 邦夫

乙 大阪府大阪市東淀川区西淡路四丁目24番7号  
株式会社三社エンジニアリングサービス  
代表取締役社長 本多 宏彰